

西東京市保育の質のガイドライン



西東京市マスコットキャラクター「いこいな」
©シンエイ/西東京市

目次

1. ガイドライン策定の趣旨	1
2. ガイドラインの位置付け	2
3. 西東京市が目指す保育	3
(1) 保育内容	4
① 乳児保育(1歳未満児)	6
② 1歳以上3歳未満児の保育	8
③ 3歳以上児の保育	10
④ 配慮が必要な子どもへの対応	12
⑤ 食育	14
⑥ 健康	16
(2) 保育環境	18
(3) 保育者に求められる資質	20
(4) 安全管理	22
(5) 保護者支援	24
(6) 地域支援	26
4. それぞれに求められる役割	27
参考資料	29

1. ガイドライン策定の趣旨

西東京市では、平成 27 年3月に、新たに「子育て・子育てワイワイプラン」を策定し、子どもの育ちや子育てを支えるための様々な施策や事業に取り組んでまいりました。中でも、共働き世帯の増加や保護者の勤務形態の多様化等に伴う保育ニーズの急増により、喫緊の課題となっている待機児童への対策として、保育施設の整備を積極的に行ってきました。

それにより、市内の保育施設数は、平成 31 年4月1日時点で 76 施設まで増え、定員の適正化が図られてきたところですが、子どもが健やかに育ち、保護者が安心して預けられようにするためには、こうした子育ての基盤の量的確保だけでなく、「量」と「質」の両面を整備していく必要があります。

そうした状況で、西東京市全体で子どもの育ちを支え、今と未来を生きる全ての子どもが健やかに育つ環境を整えることを目的として、平成 30 年 10 月に「西東京市子ども条例」を施行しました。

保育施設が増え、実施主体や実施形態等が多様化する中で、子どもがどの施設にいても、等しく一人一人に配慮された環境のもとで育ち、かけがえのない乳幼児期を過ごすことができるようになるためには、保育に関わる全ての職員や、保護者、地域、行政等が共通理解を深め、相互に連携・協力していくことが不可欠です。

本ガイドラインは、西東京市が目指す保育を実現するため、「保育内容」、「保育環境」、「保育者に求められる資質」、「保護者支援」、「地域支援」、「安全管理」の6つの柱となる考え方を中心に、保育の質の向上を図るための一つの指標として取りまとめたものです。保育施設には、その場所、規模等により様々な特性がありますが、各保育施設において、保育所保育指針等と併せて、職員一人一人が日々の保育の実践や振り返り等で活用するとともに、保護者、地域とも広く共有し、西東京市全体で保育についての理解を深めることで、西東京市全体での保育の質の維持・向上につながることを目的に策定しました。

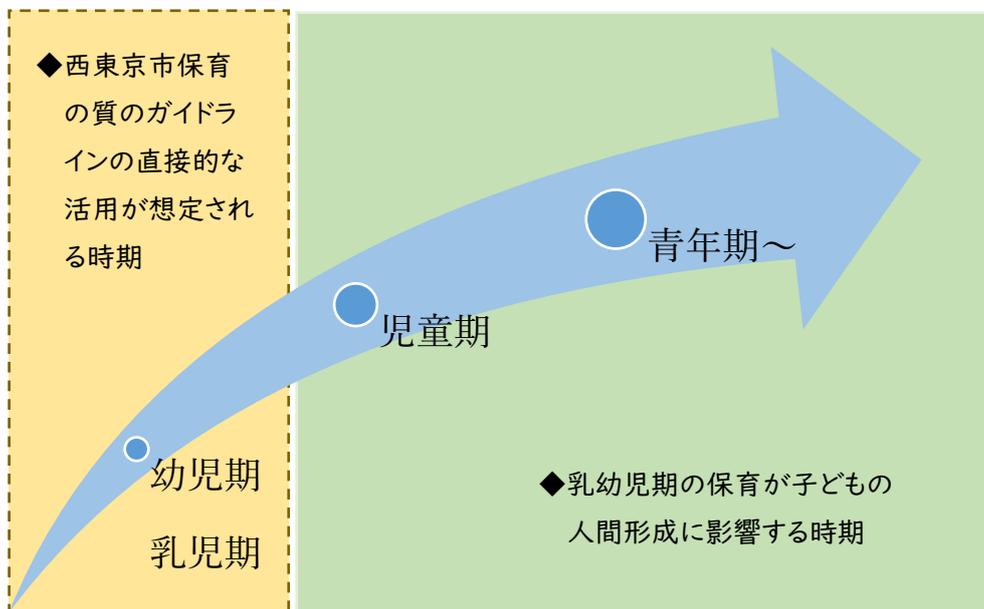
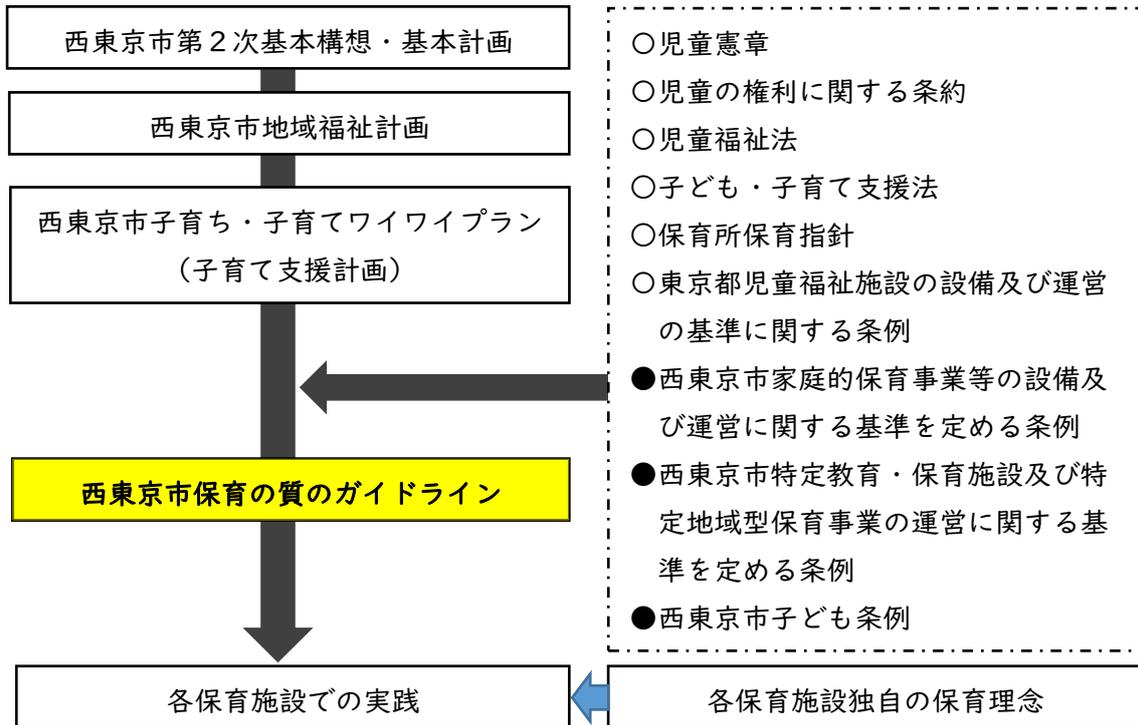
また、西東京市は、都心からの通勤圏内にありながらも、大きな公園や畑等があり、自然に恵まれた環境にあります。そのような環境を生かしながら、本ガイドラインを通して、西東京市の子どもが豊かに育まれることを目指しています。

なお、本ガイドラインは、日々の保育の実践や振り返りのほか、保育環境の構築及び検証、各種研修等にも広く活用していきます。

【用語の定義】

保育者…保育士、子育て支援員、保育補助者、栄養士、調理員、看護師等、保育に関わる全ての職員を指します。

2. ガイドラインの位置付け



※乳幼児期は、子どもの生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であり、その後の成長に大きな影響を与える時期です。本ガイドラインを活用し、子ども一人一人が今を最も良く生きるとともに、望ましい未来をつくり出す力を培えるようになることを目指します。

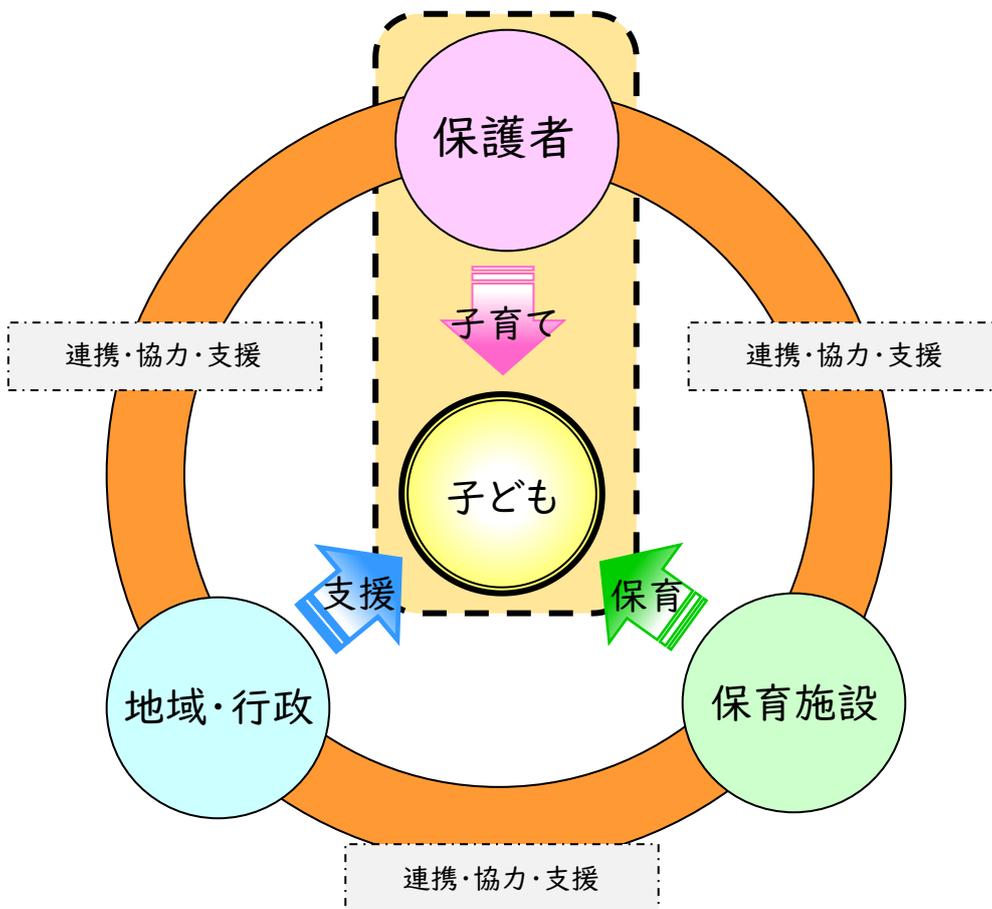
3. 西東京市が目指す保育

各保育施設では、保育所保育指針等に基づきながら、各保育施設の独自の保育理念や特色を活かし、創意工夫して日々の保育を実践しています。

西東京市では、それに加えて、次の3点を「西東京市が目指す保育」としています。

- (1) 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利を守ります。
- (2) 子どもたちの『今』を大切にし、明日への期待を育みます。
- (3) 一人一人の違いを尊重し、その子らしい育ちを大切にします。

また、西東京市では、西東京市子ども条例の趣旨を踏まえ、子どもを中心に、保護者、保育施設、地域、行政がそれぞれの立場・役割において連携・協力し、切れ目のない支援を行うことで、保護者の子育てを支え、安心して子育てができる西東京市を目指します。また、本ガイドラインを通して、子どもに関わる一人一人が保育の質の向上に努め、子どもの健やかな成長を支えていくことを目指します。



(1) 保育内容

西東京市の保育園は、『子どもたちの最善の利益を考慮すること』を大切な目標としています。一人一人の子どもの心身の健やかな成長と発達が保障された生活の場であるためには、各保育施設及び保育者が、子どもの権利を理解し、子どもの最善の利益を考慮する視点を常に意識することが大切です。

また、保育施設における保育は、『養護及び教育を一体的に行う』ことを特性としています。子ども一人一人の状況や発達過程を踏まえ、家庭との緊密な連携の下に、保育施設における環境を通して、発達に必要な経験を積み重ねられるよう、計画的かつ柔軟に保育を行っていくことが求められます。

《保育所における養護》

子どもの生命の維持及び情緒の安定を図るために保育者が行う援助や関わりのことです。十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で、子どもの様々な欲求を十分に満たし、安心して自分を表現して肯定できるように、周囲の大人が丁寧に受け止めます。

《保育における教育》

子どもが健やかに成長し、その活動が豊かに展開されるための発達の援助のことです。

□子ども一人一人の人権を尊重して関わる

- ・ 子どもに対する言動、態度、体罰等による権利侵害について学び、理解し、子ども一人一人の人格を尊重して、全ての子どもに平等に関わることが大切です。
- ・ 子どもの人権を脅かす虐待等の行為の予防・発見に努め、必要に応じて適切に救済するために関係機関と連携して支援に努めます。
- ・ 全ての子どもが安心して生活できるよう、まずは保育者自身が正しい知識を持ち、偏見を持ったり差別をしたりしないようにします。
- ・ 子どもの間での差別や偏見に対しては、なぜそのような差別や偏見が起きているのかを考えて対応します。

□子どもの気持ちに寄り添い、意見を尊重し、肯定的に関わる

- ・ 保育者が子どもの気持ちをくみ取り、関わっていくことが信頼関係の構築につながります。また、肯定的な言葉がけをすることが子どもの自己肯定感や自信の獲得につながります。
- ・ 一人一人を大切に、子どもが大切にされていると感じられる保育を行います。
- ・ 子どもの自主性や自発性を育てる保育、子どもの探求心を大切に保育を行います。

□子どもの状態に応じた柔軟な保育の実施

- ・ 計画性のある保育とは、子どもの主体性を尊重し一貫性を持ちながら柔軟性をもった保育を行う事であり、計画通りに「させる」「やらせる」保育ではなく子どもの気づきや思いを大切に、その時々の子どもの状況に応じた応答的な環境の構成や援助を行う事が大切です。

□子どもの発達過程や発達の連続性を考慮した保育計画の作成及び実践評価

- ・ 保育の内容は、目の前の子どもの育ちゆく姿を見通し、0歳から6歳までの発達過程や発達の連続性を考慮し、各保育施設の保育理念や保育方針、地域性等を反映させながら創り出していくことが望まれます。

- ・ 子どもの生活と遊びが豊かに展開されるよう、保育計画を立て、計画性のある保育を行います。そして、日々保育を振り返り評価し、明日の保育に反映させることを繰り返すことで、保育の質の向上につなげていくことが大切です。

＊子どもの視点から

- わたしは、一人の人間として大切にされます。
- わたしは、安心して自分の思いを伝えることができます。その思いは、大切に受け止められます。
- わたしは、身体も心も守られます。
- わたし達には一人一人、願いのこもった名前があります。呼び捨てにはされません。
- わたし達は、一人一人の違いが認められ、自分らしく育つことができます。
- わたしは、安全で落ち着いた環境の中で、友だちと伸び伸びと遊ぶことができます。
- わたしは、生活や遊びを通して、いろいろな体験や経験を重ね、未来に向かって生きる力を身に付けていきます。



① 乳児保育(1歳未満児)

この時期の発達は、視覚・聴覚などの感覚や座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との関わりを通じて情緒的な絆が形成される時期です。人としての基礎となるものが芽生え、その後の人間形成に大きくかかわってくるため、愛情豊かで応答的な関わりが必要です。

また、この時期の保育については、心身の機能が未熟であるため、「養護」の側面が特に重要となります。養護における「生命の維持」と「情緒の安定」を前提に、教育との一体性を意識して保育を行うとともに、次の3つの視点に基づいて保育を行うことが重要です。

《3つの視点》

- ① 健やかに伸び伸びと育つ「身体的発達」に関する視点
- ② 身近な人と気持ちを通じ合う「社会的発達」に関する視点
- ③ 身近なものに関わり感性が育つ「精神的発達」に関する視点

□一人一人の生活リズムを大切にしつつ、生理的欲求・心理的欲求を十分に満たす

- ・ 子どもの表情や様子を的確に読み取ることが大切です。保育者は子どものサインに気づき、思いをくみ取り、タイミングをとらえて応答していくことが関わりの基本です。
- ・ 子どもの寝る、食べる、排泄などの生理的欲求や、抱いてほしい、微笑んでほしいなど、心理的欲求を表情や様子からくみ取ることが求められます。また、子どもが心地よく過ごせるよう、個人差・タイミングを十分に配慮した保育が大切です。

□特定の保育者との関わりの中で、子どもが安定して過ごせるようにする

- ・ 保育者が子どもと日々の暖かく丁寧な触れ合いを重ねることで、信頼関係・愛着関係を構築することが大切です。
- ・ この時期に身近な保育者との間に芽生えた愛情や信頼感は、自己肯定感や周囲との関わりを広げていく基盤となっていきます。

□自由に身体を動かしたり、身近なものに関わったりすることで感性が育つようにする

- ・ 心の安定が確保され、他のものへの興味や好奇心が芽生えてくるため、「生きる力」(知識及び技能の基礎、思考力・判断力・表現力の基礎、学びに向かう力、人間性等)を育む基礎となる大切な時期です。
- ・ 保育者が見守る安全な環境の下で、寝返り、お座り、はいはい、つかまり立ち、伝い歩き等、一人一人の発育に応じて、遊びの中で伸び伸びと体を動かす機会を確保します。
- ・ 表情、発声、身体の動きなどで感情を表現しようとする意欲を積極的に受け止めます。自分の感じ取ったものを身近な保育者と共有する喜びに支えられて、子どもが自ら思いを表現しようとする意欲と力が培われていきます。
- ・ 様々な環境での保育により、五感で受ける刺激を通じて豊かな感受性が育まれることを考慮していきます。

☞西東京市が目指す保育のポイント

(1) 最善の利益	穏やかな環境の中で、身の回りが清潔に保たれ、食と睡眠が保障される。
(2) 今を大切に	安心して特定の大人と過ごすことができる。
(3) その子らしい育ち	個々のリズムに応じた成長が守られる。

＊子どもの視点から

- わたしは、わたしの発育や生活リズムの違いを尊重してもらい、わたしに合った対応をしてもらえます。
- わたしは、眠くなった時に、静かで安心して眠れる場所で眠ります。睡眠中は、目を離さず見守ってもらえます。(呼吸チェック 5 分間隔)
- わたしは、泣いているときに、優しい表情と柔らかな声でゆっくりと話しかけられたり、抱っこしてもらえたりすると、安心します。
- わたしは、穏やかなゆっくりとした話し方で、絵本を読んでもらったり、歌を歌ってもらったり、話しかけられたりすることが好きです。
- わたしは、わたしの気持ちを、声や表情、身体の動きなどで汲み取ってもらえ、タイミングよく応えてもらえます。
- わたしは、おむつ交換や着替えなどの時には、「気持ち悪いね」「取り換えようね」「きれいになって気持ちいいね」などの気持ちを伴った言葉をかけてもらえると心地良いです。
- わたしは、抱っこして目と目を合わせ、「おいしいね」と声を掛けてもらいながらミルクを飲ませてもらえます。
- わたしの離乳食は、家庭と連携し、発育状況に合わせて進めてもらえます。初めての食品を口にする時は、気持ちを添えた言葉かけをして様子を見てもらえて、様々な食品に慣れていくことができます。
- わたしの食事時間は、和やかな雰囲気の中で、保育者や友だちと、食べる楽しさを味わうことができます。
- わたしは、一人で遊ぶことも、保育者と一緒に遊ぶことも好きです。
- わたしが遊ぶおもちゃは、安全で、感覚の発達が促されるような物や色・大きさなどが工夫されています。
- わたしは、安全な場所で自由に遊ぶことができます。



② 1歳以上3歳未満児の保育

1歳以上3歳未満児の時期は、歩く、走る等の基本的な運動機能が次第に発達し、排泄の自立のための身体的機能も整うようになってきます。また、指先の機能も発達し、食事、衣類の着脱なども、保育者の援助の下で自分で行うようになります。さらに、発声も明瞭になり、語彙も増加し、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになります。

このように、自分でできることが増え、自我が形成され、子どもが自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期です。

この時期は、自己主張を繰り返しながら、自分でしようとする気持ちが芽生えていきます。「自分で」という思いはあっても、言葉でうまく伝えることが出来ず、大人の援助が必要です。子どもを注意深く見て、その思いをくみ取り、子どもの主体性や自主性を尊重しながら援助し、温かく見守ります。

下記の5領域を、養護における「生命の維持」、「情緒の安定」に関わる保育内容と一体的に展開していくことが大切です。

《5領域》

①心身の健康に関する領域である『健康』 ②人との関わりに関する領域である『人間関係』 ③身近な環境との関わりに関する領域である『環境』 ④言葉の取得に関する領域である『言葉』 ⑤感性と表現に関する領域である『表現』

□一人一人の気持ちに共感し受け止め、自我の育ちを大切にする

- ・ 子どもが自分で行おうとする気持ちを受け止め、様子を見守ったり、さりげなく援助したりしていきます。少しでも出来たことを一緒に喜び、認める言葉がけをすることで、「次も自分でやってみよう」とする気持ちにつながっていきます。
- ・ 自分を受け入れてくれる保育者との安定した信頼感を基に、自我が芽生え、外界への好奇心や関心が旺盛になります。子どもの思いや要求を受け止めながら、しっかりとした愛着関係を作ります。

□伸び伸びと過ごし、健康な心と身体が育つように援助をする

- ・ 一人一人の発育に応じて、身の回りのことを自分でしようとする気持ちの芽生えや主張を受け止め、自分でやったという満足感を感じられるよう援助していきます。

□生活や遊びの中で、子どもと関わりながら自立心を育て、人と関わる心地よさを感じられるようにする

- ・ 保育者は、子どもがしたいことや、してほしいことを感じとることが求められます。
- ・ 保育者は、一緒に関わり遊ぶ中で、周りの人に興味・関心を持つことや、子ども同士関わることの楽しさを知らせます。
- ・ 子ども同士の関わりの中での主張のぶつかり合いを通して、相手の気持ちを考える力が育まれるよう保育者が働きかけることが大切です。
- ・ 自分の気持ちを十分に出す経験を繰り返し、人を信じていることができる心の基礎をつくります。

□保育者と言葉のやり取りを通して、言葉で表現する楽しさを育む

- ・言葉にならない思いや話したいという気持ちを受け止め、子どもの思いを言葉にして返したり、確かめたりします。
- ・子どもの話に耳を傾け、共感することにより、言葉を交わすことで表現の楽しさを育みます。

☞西東京市が目指す保育のポイント

(1) 最善の利益	保育者の愛情豊かな受容の下で、安定感を持って生活する。
(2) 今を大切に	子どもが伝えようとする思いややりたいことを受け止めながら、適切な援助をしていく。
(3) その子らしい育ち	発達の個人差などを踏まえて、一人一人の子どもの興味や関心に沿った環境を構成する。

✿子どもの視点から

- わたしは、『自分でやりたい!』という気持ちを大事に受けとめてもらえ、挑戦を支えてもらえます。
- わたしは、『自分でできた!』といううれしい気持ちや、『できなかった』という悔しい気持ちを共感してもらえます。
- わたしは、できなかつたり、失敗したりしても、否定されません。
- わたしのできないことはまだまだたくさんあるけれど、わたしが自分でできるように手伝ってもらえます。
- わたしは、まだまだ自分の気持ちをうまく伝えられません。そんな時保育者は、わたしの気持ちを受け止めことばにして返してくれます。
- わたしは、保育者と遊びながら、友だちと遊ぶ楽しさを経験していきます。
- わたしが興味を持ったことや物を、一緒に楽しんでもらえます。遊びが広がるように環境を整えてもらえます。
- わたしは、一度教えてもらったことでも何度も同じ間違えをすることがあります。そんな時は、わたしの興味を理解し、やさしく、繰り返し教えてもらえます。



③ 3歳以上児の保育

3歳以上児の時期は、運動機能の発達により基本的な動作が一通りでき、基本的な生活習慣もほぼ自立できるようになる時期です。知的興味や関心も高まり、集団的な遊びや共同的な活動も見られるようになるため、個の成長としての活動の充実が図られるよう、この時期の発達の特徴を踏まえて、「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5つの領域に示された保育のねらい及び内容について、子どもたちの自発的な活動である遊びや生活の中で養護と教育を一体的に展開していくことが大切です。

また、小学校教育への接続が円滑に行われるよう、下記の10項目を幼児期の終わりまでに育てたい姿ととらえて、保育を行う必要があります。

《10項目》

①健康な心と体 ②自立心 ③協同性 ④道徳性規範意識の芽生え ⑤社会生活との関わり ⑥思考力の芽生え ⑦自然との関わり生命尊重 ⑧数量や図形標識や文字などへの関心感覚 ⑨言葉による伝えあい ⑩豊かな感性と表現

□健康な心と身体が育つように援助をする

- ・ 日常生活の中で必要な習慣を身につけ、見通しを持って行動できるように援助することが求められます。
- ・ 子どもが十分に自分の身体を動かし、自ら進んで運動できるよう環境を工夫することが大切です。
- ・ 子どもが自分の身体に関心を持ち、命の大切さを意識し、病気の予防や安全を意識する機会を確保していくことが大切です。

□自己肯定感や自尊心を育み、他者を受容する気持ちを育む

- ・ ありのままの子どもの姿を十分に受け止め、子どもの自己肯定感や他者を受容する感情、様々なことに挑戦しようとする意欲を育てていくことが大切です。
- ・ 子どもの気持ちや考え、行動に気付き、子どもを認める言葉がけをすることが大切です。
- ・ 保育者に大切にされている実感を子どもが持つことができるよう工夫をしていく必要があります。
- ・ やればできるという実感できるような体験を積み重ねて自信を育み、困ったときにも柔軟に考えることができる精神力を育てることが重要です。
- ・ 子ども同士の言葉のやり取りや多様な感情体験を、発達上の大切な通過点として見守り、自分と違う考えがあることに気付けるよう仲立ちしたり、一人一人の思いや考えを伝えあうことで、互いの良さに気付けるようにしたりすることが大切です。

□様々な人々と親しみ、人と関わる力を養う

- ・ 思い通りにいかない不安や葛藤を経験する中で、自分の思いを伝える力が育ち、相手の思いに気付くことができるようになるために適切な援助が求められます。
- ・ 集団生活を通して、子どもが自己発揮をし、保育者や友だちに認められる体験をし、自信を持って行動し、自立心を培うことが大切です。
- ・ 生活や遊びの中で、決まりのあることを知り、守ろうとする力を育てることが大切です。
- ・ 友だちと活動する中で共通目的を見出し、工夫し、協力する経験を味わえるよう工夫することが大切です。

□経験や思いを自分の言葉で表現し、相手の話を聞く力や、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う

- ・ 子どもの話を肯定的に受け止め、どんなことでも安心して話せる雰囲気をつくるのが大切です。
- ・ 生活の中で、子どもたちの模範となる言葉遣いを意識して話をする必要があります。
- ・ 子どものイメージが広がるよう、絵本や言葉遊びなどを楽しめるように取り入れることが重要です。
- ・ 生活や遊びの中で、楽しんで文字や記号に興味を持てるように働きかけていくのが大切です。
- ・ 感じたこと、考えたこと、経験したことを表現できるように機会を設けたり、様々な素材・道具を準備したりするとともに、保育者は子ども一人一人の表現を受容し、意欲を伸ばしていくのが大切です。

☞西東京市が目指す保育のポイント

(1) 最善の利益	・ 他者との信頼関係の下で、情緒が安定し、その子なりに伸び伸びと自分のやりたいことに向かって取り組めるようにする。
(2) 今を大切に	・ 生活や遊びのすべてを学びの土台とし、“今”育ちつつある子どもの様々な資質・能力を十分に引き出す。 ・ 子どもが不思議さや面白さ、やってみたいと思える遊びが広がっていく環境を提供する。
(3) その子らしい育ち	・ 一人一人の違いを大切にしながら、自主性を尊重し生活や遊びで起こりうる過程(プロセス)を大事にする。 ・ 保育者や周囲の子どもと関わる中で、自分と違うイメージや考えを持っていることに気づき、子ども自身が個々の違いに気づくように促す。 ・ 一人一人の違いを把握し、課題においては状況に応じて適切に配慮する。

✿子どもの視点から

- わたしは、やってみたい活動や遊びを、自分で選ぶことができます。
- わたしは、苦手な事にも挑戦していけるよう、環境が用意され、援助してもらえます。
- わたしは、友だちと遊びを工夫しながら、繰り広げていくことが楽しいです。
- わたしは、ひとりでじっくりと遊ぶことも楽しいです。
- わたしは、生活や遊びの中で、ルールがあることを知り、必要なルールを覚えます。
- わたしは、友だちと考え方が違ったり、やりたい事が違ったりする時があります。そうしたときは、そのことを伝えて、受けとめてもらえます。
- わたしは、友だちにも自分と違う気持ちややりたい事があることを知り、受け止めます。
- わたしは、生活の中でわたしができる役割を果たしていきながら、自信をつけていきます。「ありがとう」の言葉や気持ちを返してもらえると、とてもうれしいです。
- わたしは、自分が好きです。そして、友だちが好きです。
- わたしは、みんなの前で間違いを指摘されたり、注意を受けたりすることはありません。
- わたしは、褒められたり、認められたりするととてもうれしいです。
- わたしは、わたしが間違っただけの行動をした時は、その理由を聞き、正しい方法を一緒に考えてもらえます。
- わたしは、わたしの気持ちを聞く前から勝手に決めつけられたり、思い込みで対応されたりすることはありません。
- わたしは、わたしができるようにになりたいと思っていることを信じてもらえます。



④ 配慮が必要な子どもへの対応

子どもには、発達の課題やアレルギー疾患を抱えた子ども、個別に医療的なケアが必要な子ども、外国にルーツを持つ子どもなど、様々な支援が必要な子どもがいます。保育施設での生活に戸惑いを感じている子どもが安心して過ごすために、全ての子どもについて、それぞれに合った関わりをするという原点に立つことや、保護者への丁寧な対応が重要です。

また、保育に当たっては、適切な環境の下で生活や遊びを通して共に成長できるよう、保育を組み立てます。

□保育者は専門性に基づく適切な援助をする

- ・ 保育者は発達の段階の専門知識を身に付け、早くから子どもの持っている特性や苦手さ・困難さに気付くことが大切です。保育者は決めつけるのではなく、特性に応じた適切な対応をし、困らずに生活をしていけるよう援助をすることが快適な生活につながります。

□保護者の気持ちを尊重し、子どものために一緒に考え、育てていくという視点を大切にす

- ・ 育てにくさを感じていたり、他の子どもとの比較の中で疲弊したりしている保護者に、保育者は気持ちに寄り添い受け止めていくことが重要です。保護者と信頼関係を築き、子どもの姿を丁寧に伝え、一緒に育てていくという意識が大切です。

□子どもと保護者にとってのより良い手だてのために専門機関と積極的に連携する

- ・ 配慮が必要な子どもが属するクラスの中や保育施設だけではなく、子どもと保護者にとってより良い手だてのために専門機関の案内をするとともに、保育者も専門的見地からの助言を受けていくことが重要です。その際、保護者の心情や置かれた状況を十分に配慮することも大切です。

□子どもの思いをくみ取り、一人一人の背景を踏まえた関わりをする

- ・ 生活するために必要な言葉の違いから戸惑いを感じている場合は、子どもの表情や行動から、何をしたいのかをくみ取り、援助をします。
- ・ 一人一人の育ってきた環境や家庭の状況、言語や文化を考慮したきめ細やかな対応が求められます。

□本人と周囲の子どもたちが保育施設での生活を通して育ち合えるよう工夫する

- ・ 子どもが大人の関わりを見たり知ったりすることにより、支援が必要な子どもに対する理解を深め、互いにあるがままの姿を認め合い、尊重し合い生きていくという心を育てます。
- ・ 周囲の子どもたちとの関係を築くことができるよう、保育者は子ども同士をつなげる役割を果たしていくことが求められます。
- ・ 自分と異なる文化を持った人に親しみをもち、共に過ごすことを楽しめるよう工夫する必要があります。多様性を認め、受け入れる機会であると捉えていくことが大切です。

□食事に配慮が必要な場合は、保育者同士の連携が重要

- ・ 食文化や、発達の課題、医療的ケア等の理由から、配慮が必要な食材や調理方法がある場合は保育士、調理員、栄養士が保護者と共に連携し対応していくことが重要です。

□食物アレルギー対策を適切に行う

- ・ 食物アレルギーを有する子どもの生活が、より安全・安心なものとなるよう、誤配、誤食の発生予防など食物アレルギー対策を適切に行う必要があります。
- ・ 個々の味覚や乳幼児期の成長発達、生活状況にあわせて栄養価を考え、食品の種類、量、大きさ、固さ、味付けなどを工夫し提供します。食物アレルギーや障害のある子ども、宗教的な配慮のある子どもに対しては、一人一人の子どもの心身の状態等に応じて個別対応をきめ細やかに行い、職員間でその情報を共有し、子どもの安全を第一に考えた給食の提供をします。

□保護者の不安に気づき、意思疎通や信頼関係の構築のため工夫をしながら関わる

- ・ 子育てに困難や不安、負担感を抱いても他者に伝えることができず、一人で悩む場合があります。保育者は保護者の不安に気づくことができるような丁寧な関わりや、保護者の不安を取り除くために同じ国の保護者を紹介するなど状況に合わせた対応が必要です。
- ・ 外国にルーツを持つ保護者と意思の疎通を図るために、ジェスチャーや筆談、翻訳アプリ等を活用し工夫することも大切です。

✿子どもの視点から

- わたしは、特別な子ども、困った子どもありません。
- わたしは、わたしらしくいるために、一人で過ごせる場所や時間、遊びを保証してもらえます。
- わたしは、困ったり戸惑ったりすると、わたしに合った支援を、専門的な知識を持った保育者から受けることができます。
- わたしは、わたしが育った文化や環境が尊重され、安心して過ごせるように配慮してもらえます。
- わたしの保育者は、わたしの保護者が一人で悩まないよう、気持ちに寄り添いながら、一緒に考えたり喜んだりしてくれます。



⑤ 食育

食べることは、生きることの源であり、心と体の発達に密接に関係しています。西東京市の保育園では、遊びや生活の中で意欲的に食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみながら、食習慣やマナー、食を通して他の人々に関ることの喜びや、食物(命)の大切さを学ぶ食育を目指します。

食育は、何か特別なことを考えていくものではなく、毎日の営みの中で行われていくものです。そのことを保育者は意識し、栄養士や調理員と連携して計画を立て、保育の中で子どもたちと楽しんで行うことが大切です。さらに、保育園だけで行われるものではなく、家庭との連携が重要です。食に関わることを子どもの生活の一部としてとらえ一緒に考えていくことで、子どもたちが『食を営む力』の基礎を培うことができますようになります。

□食べることの楽しさを実感し、豊かな食の体験を積み重ね、食を営む力の基礎を育む

- ・ 乳幼児期から、発達段階に応じて豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送る基礎となる「食を営む力」が培われます。
- ・ 一対一の信頼した人との食事や、保育施設ならではの集団での食事、目で見て楽しむことなど、保育者は子どもが食べることが楽しいと感じられるよう配慮する必要があります。
- ・ 食育計画を作成し、楽しい雰囲気の中かで自然と食事の文化や食の大事さが身につくよう子どもたちの食事に関わることが重要です。
- ・ 保育施設での食事の様子を伝えることやお箸の使い始めなど、家庭と連携をしながら食育に取り組むことが重要です。

□野菜の栽培や調理保育等の経験を通して、食を身近に感じ、食べる意欲や命の関わり、作り手への感謝を意識するような保育を展開する

- ・ 保育者は発達に応じた献立の提供など、日々の食事が食育であるという意識を持つことが重要です。
- ・ 発達の段階に合わせて、栽培・収穫・調理・食べるまでの流れの経験など、食を身近に感じられるような工夫が大切です。毎日の水やり、野菜の生長の観察、収穫や自ら収穫した野菜を食する喜び、時には栽培に失敗し枯れてしまう体験等を通して、食物への感謝の気持ちを育てます。
- ・ 保育士、調理員、栄養士が連携し、保護者と協力することが子どもの豊かな食体験につながります。



＊子どもの視点から

- わたしは、個人差やその日の体調など、わたしの状態に合わせた量の加減、年齢（月齢）・発育及び発達の状態に合わせた大きさ・柔らかさ・味付けなど細かい配慮がされた食事を提供してもらえます。
- わたしは、苦手な食べ物がありますが、自ら食べようとする気持ちになるまで無理に勧められることはありません。
- わたしは、苦手な食べ物を調理形態や味付け等で工夫してもらったり、友だちと一緒に食事をしたりすることなどで、無理せず少しずつ食べられるようにしてもらえます。
- わたしは、保育者や友だちと一緒に、落ち着いた雰囲気の中で楽しく食事ができます。「おいしいね」という気持ちを共感することができます。
- わたしは、作物を育てたり料理保育等の経験を楽しんだりすることで、食べることへの興味や意欲が育ちます。
- わたしは、食具の使い方を年齢や発達に合わせて教えてもらえます。
- わたしが口にする食材は、生産地・流通が明確で、安全に管理されたものです。



⑥ 健康

保育施設では、一人一人の子どもの健康の保持及び増進が重要であり、心身ともに健康に、成長発達を保障できるよう、日々の健康観察や衛生管理を行っています。

子どもの健康と安全の確保とともに、乳児期から就学前の幼児期の子どもたちの生活の場であることを踏まえ、保育施設全体における健康及び安全の確保に努めることが重要です。

特に乳幼児期は、抵抗力が弱く様々な病気にかかりやすい時期です。そのため日々健康観察を行い、衛生管理に気を配り、子どもたちが快適かつ元気に過ごせるよう援助しなければなりません。

□朝の受け入れ時の視診により健康状態を把握する

- ・ 保育施設での一日の生活は、毎朝の受け入れ時に視診をすることから始まります。子どもの顔色、機嫌、皮膚状態などから健康状態を把握することが大切です。
- ・ 前日まで病気による欠席をしている場合は、保護者と情報共有し、保育します。

□子どもの健康状態を保護者と共有し、関係機関と連携し適切な対応を図る

- ・ 保育中の子どもの心身の状態については保護者に報告し、必要に応じて助言をする必要があります。
- ・ 疾病等が認められた場合の適切な対応の手順や内容を明確にし、保育者全員が共有できるようにしていくことが重要です。また、関係機関と連携します。

□自分の身体に関心を持たせるような取り組みや働きかけをする

- ・ 子どもの健康の保持増進を図る上で、子ども自身が自分の身体に関心を持ち、心身の機能を高めていけるような取り組みをするなど、年齢につれて自分の健康状態を伝えられるように働きかけます。

□感染症に対する知識を身に付け適切な対応を図る

- ・ 乳幼児期は抵抗力が弱く、身体の機能が未成熟であることから感染症にかかりやすい時期です。「保育所における感染症対策ガイドライン」(厚生労働省)等を参考に、感染症に対する知識と適切な対応方法を身に付け、感染症の予防及び早期発見と早期対応に努めます。

□保護者と連携し一人一人のアレルギー疾患に配慮して適切に対応する

- ・ 子どものアレルギー疾患は様々です。保育者は保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づいた正しい対応をします。
- ・ 食物アレルギーに関しては、誤食等の事故により生命が危険にさらされる場合があります。保育者は常に適切な対応を行うことが重要です。

＊子どもの視点から

- わたしは、わたしの健康状態や気持ちを注意深く見てもらえ、変わった様子があれば適切に対応してもらえます。
- わたしの家庭での様子と保育園での様子は、連絡ノート等を通して園と保護者に伝えてもらえます。
- わたしは、いろいろな遊びの中で身体を動かすことの楽しさをあじわいながら、体力をつけていきます。大きなけがを防ぐ動きを身に付けていきます。
- わたしは、毎日の生活の中で、生活リズムや基本的な生活の習慣を身に付けていきます。
- わたしは、自分を大切にすることを教えてもらえます。それは、友だちを大切にすることにつながっていきます。
- わたしは、衛生的な環境の中で、発達に合わせて健康・安全に必要な習慣や態度を覚えてもらい、身に付けていきます。
- わたしは、わたしの生活リズムや体調に合わせて健康に過ごすことができるように配慮してもらえます。



【医療的ケアが必要な子どもを保育する場合の配慮】

医療的なケアが必要とされる子どもを保育する場合には、当該保育に従事する看護師等を配置し、嘱託医、連携医療機関と密接な連携を図り、日常の医療面での助言や指導を受けるとともに、緊急時の子どもの受入体制等を構築する必要があります。実施に当たっては、衛生面に十分配慮し、他の子どもや職員への感染を防止することが必要です。また、保育中に、予想しない病状の変化が見られた場合には、保護者に連絡し、早期にかかりつけ医を受診するように助言するなどの対応も必要です。

保護者に対しては、受入れ体制やルールについて十分に説明し、体調の急変時における対応の確認等、子どもの負担が少なくなるよう保護者と連携して進めることが大切です。

(2) 保育環境

保育所は、子どもたちが一日の大半を過ごす『生活の場』です。子ども一人一人が安全で情緒の安定した生活を送ることができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えることが大切です。

保育の環境には人的環境(保育士や子どもなど)・物的環境(施設や遊具など)・自然や社会の事象などがあります。これらの環境は相互に関連し合い、子どもたちの育ちの場となっていきます。保育者は、子どもが環境との相互作用により成長・発達していくことを理解し、ふさわしい環境を整えていくことが求められます。

子どもの成長にふさわしい環境をいかに構成していくかということは、子どもの経験の豊さに影響を及ぼすという意味で、保育の質に深く関わるものです。

□子どもが安心・安全に過ごせる環境が保育所の基本である

- ・ 子どもの健康と安全を守ることは、保育所の重大な責任です。けがや事故には最大限の注意が必要です。
- ・ 保育者は、子どもを理解・共感し、子どもの心の基地となることが求められます。他者や物等の環境へと関心を持ち、安心して関わりを持つようなきっかけを作ることも役割のひとつです。

□快適に過ごすことができるよう衛生的な環境を整える

- ・ 日頃から一人一人の子ども及び保育者が清潔を保つとともに、保育者は衛生に関する正しい知識を身に付け活用することが大切です。

□子どもが興味を持ち、自ら遊びや活動を選び取っていける環境を整える

- ・ 遊具や用具、素材は、一人ひとりの興味・関心にこたえられるよう室内外の環境を工夫します。
- ・ 遊びが展開する中で、子ども自らが環境をつくりかえていけること、又そのことを子どもと保育者が楽しんでいけることが大切です。

□子ども自らが周囲の子どもや大人との関係を作っていける環境を整える

- ・ 子どもは身近な大人や子どもと関わり合い、その影響を受けて育ちます。
- ・ 同年齢の子ども同士の関係、異年齢の子どもとの関係、保育者との関係、地域の様々な人との関わりなど、安心して様々な人と関わる状況を作り出すことが大切です。

□動と静のバランスに配慮した環境を工夫する

- ・ 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるよう、また、時間的な流れの中でも静と動のバランスやリズムに配慮した環境を作りましょう。

□長時間保育を行う場合の配慮

- ・ 延長保育時間は、特に安全に気を配り、子どもの遊びを保障しながら、落ち着いて過ごせるよう保育を行うことが大切です。

▶具体的な取り組み

①	施設内外の清掃に努め、保育室・トイレ等の清潔を保ち、おもちゃなど子どもたちが使用する備品類の消毒を行う。また、衛生知識の向上に努める。
②	玩具の状態や室温、湿度、部屋の明るさや音、声の大きさ、換気等に気を配り、子どもたちにとって心地よい安全な環境をつくる。
③	室内外に関わらず、保育者からの死角を作らない。
④	月齢や発達に配慮した乳児専用の空間が設けられているなど、乳児が安心して落ち着いた生活が送れるように配慮する。
⑤	子どもの成長に合わせた玩具、絵本が、子どもの手の届く場所に適切な量で用意され、子どもが自由に遊び、主体的に遊びを展開できるように配慮する。
⑥	身近な自然や安全な環境のなかで、見る・聞く・触れる・嗅ぐ・味わうなどの感覚を豊かにし、身の回りの物に触れる経験のなかで、色、かたち、大きさ、量などがあることに気付き、更に、興味を膨らませるように働きかける。
⑦	物と多様に関わるなかで、その性質や仕組みに気づき、遊びが面白くなっていくよう、様々な素材や道具などを用意する。
⑧	様々な素材に触れるなかで、豊かな創造力を養うことができる環境を整える。
⑨	遊びや生活における体験を通して、物の色、数、文字、量、かたち、時間などに興味・関心を持てるように働きかける。
⑩	イメージを豊かに膨らませられるよう、見立て遊びやごっこ遊び等が展開できる環境を整える。
⑪	子どもの活動を予測し、安全面に気を配りながら、環境を整備し、子どもの興味を引き出すような環境を設定する。
⑫	畑やプランターでの植物の栽培等、生活の中で自然と関わるができる取り組みを行う。
⑬	自然物や生き物に出会い、その不思議さやおもしろさを感じたり、天気や季節の変化などを感じたりできるようにする。
⑭	行事を通して、楽しみながら様々な文化や伝統に親しむ。
⑮	一日を通して、子どもが落ち着いて過ごせるよう、静的活動と動的活動の両方を保障し、時間帯によっては異年齢で過ごすことも想定して玩具等を整える。
⑯	子どもの身体の状態を細かく観察し、病気や異常の発見に努め、心地よく生活できるようにする。
⑰	子どもの生活を24時間サイクルでとらえ、長時間保育においても連続性を考慮した対応ができるよう、引き継ぎ・申し送りのシステムを整える。
⑱	保育者として、服装や身だしなみなどに配慮し、自らの清潔を心がける。

(3) 保育者に求められる資質

人間形成をしていく極めて重要な時期に、生活時間の大半を一緒に過ごす保育者は、一人一人の子どもを心から大切に思い、違いを認められる価値観や倫理観を持って保育にあたり、常に改善に向けて前向きに取り組む、保育技術や知識を高める意欲を持つことが求められます。また、保育者は、質の高い保育を展開するため、資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努める必要があります。

保育者の専門性は、保育の内容を計画し、日々の保育に取り組む、振り返り、課題の改善に向けた取り組みを繰り返す中で高まっていきます。保育者の研修への積極的な参加や外部の研修で得た知識を施設内で共有し、チームとして補い合い協働していくこと、そして施設長の適切なサポートのもとで保育施設全体の保育の質は向上します。加えて、保育施設同士が相互に学び合い高めあえるような関係が大切です。

日頃から子どもと心が通い合うように十分にコミュニケーションを取り、全力で愛情を注ぐことのできる人間性と専門性の向上に努め、子どもや保護者から信頼される職員であることを目指します。

□子どもたち一人一人に寄り添った保育を行う

- ・ 保育者は、毎日の保育の中で、愛情を持って子どもたち一人一人と向き合い、「子どもにとって」という視点を持って保育を行うことが大切です。
- ・ 子どもの羞恥心に配慮する、自尊心を傷つけないなど、子どもの最善の利益を考慮して保育を行うことが重要です。
- ・ 保育者は、子どもの行為の意味や経験している内容を読み取ったり、自分の関りを深く振り返ったりすることが求められます。

□子どもの様子を言語化し、記録するとともに、保護者と共有する

- ・ 子どもの育ちを的確にとらえ(例：日誌・連絡帳等の記録)、保護者に伝え、喜びを共感することも大切な役割の一つです。

□専門的な知識と責任に基づき、他の保育者と協力しながら保育をする

- ・ 保育者は「保育のプロ」であるという責任と自覚を持ち、子どもの育ちを援助するチームの一員として、保育施設全体での目標や課題を理解し日々の保育を行うことが重要です。

□自分達の保育を振り返る

- ・ 自分の保育を、子どもの姿を合わせて振り返り、次へとつなげていきます。
- ・ 保育者一人一人が自分の保育の評価を行うとともに、園全体で、どんな保育ができたのかを評価し、課題を共有することで、保育施設全体の保育の質を高めていきます。

□施設内での研修は、日々の保育を確認する取り組みである。

- ・ 職場における研修は、自身の所属する保育施設の良さや強みを認識し、保育の質の向上に向けた課題を考えることができる大切な機会であり、工夫して時間の捻出をしていく必要があります。例えば、短い時間

であっても学びの機会を多く確保できる点や継続して取り組むことができる点など、施設内での利点を活かした研修の充実を図っていくことが重要です。

- ・ 初任者から経験を積んだ保育者まで様々な視点を持った保育者が参加する職場内研修は、同僚間の関係を構築する機会でもあります。
- ・ それぞれの保育者が日頃の保育を確認していくことで、次の保育につなげていきます。

□外部研修に積極的に参加するとともに、その学びを施設全体で共有する

- ・ 外部研修に積極的に参加することで、専門家や他の保育施設の事例から学び、他の保育者と高め合うことが重要です。
- ・ 外部研修での学びは、参加した保育者だけでなく、保育施設全体として共有することで組織として保育の質を向上させようとするのが大切です。

□施設長は、専門性を高めつつ、保育所全体としての保育の質を高める取り組みを行う

- ・ 施設長は、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢等を踏まえ、施設長としての専門性等の向上に努め、当該保育所における保育の質及び職員の専門性向上のために必要な環境の確保に努めます。
- ・ 施設長は、保育所の全体的な計画や、各職員の研修の必要性等を踏まえて、体系的・計画的な研修機会を確保するとともに、職員の勤務体制の工夫等により、職員が計画的に研修等に参加し、その専門性の向上が図られるよう努めます。

▶具体的な取り組み

①	西東京市子ども条例を理解し、子どもの最善の利益を考慮して保育を行う。
②	保育指針を十分に理解し、日々の保育実践に活かす。
③	保育のプロであるという意識のもと、専門知識を生かして保育を行う。
④	日頃の保育を定期的に振り返り、保育の質を高めようとする意識を持つ。
⑤	乳幼児の発達過程を理解し、各々の発達に合わせた見通しを持った援助を行う。
⑥	オムツ交換、トイレ、着替え、水遊び等の際に、裸で放置されることがないように配慮し、他者の視線を遮るよう工夫する。
⑦	むやみな制止や禁止、無視、不必要な大きな声、否定的な対応をしない。
⑧	子どもの名前を呼び捨てにしない。
⑨	子どもの言動をいじったり、笑ったりからかったりしない。
⑩	職場内外の研修に参加し、保育の専門性を高める努力をしている。また、研修の内容を職員全体で共有し、職場全体の保育の力を高めていく努力をする。
⑪	職員間のコミュニケーションを図り、チームとして取り組んでいる。
⑫	業務上取得した個人情報、法令や守秘義務に基づいて適切に管理、行動する。
⑬	近隣住民、保護者、職員同士、子どもへの挨拶を欠かさない。
⑭	全ての職員を互いに尊重し、勤務形態等に関わらず仲間として同じように接し、共通理解と共同性を高める。
⑮	子どもと関わることを喜び、子どもと一緒に楽しむことができる。

(4) 安全管理

保育に関わる職員は、常に危機管理意識を持って日々の保育活動を点検し、子どもの健やかな育ちを支援する安全な環境を整備していく責務があります。

子どもの行動はその成長過程において常に著しく変化するため、職員は保育環境を見直し、そのリスクに対応できるようにする必要があります。見る限りでは危険性を認知できないような場所でも、子どもが活動するという視点に立ち、あらゆる想定をすることで潜む危険が浮き上がってくる場合もあります。

職員は、子どもを十分に理解し、健全に発達していくために必要な環境を整備し、いつ、どこでも事故が生じる可能性があることを念頭において、職員全員で事故予防に取り組まなければなりません。

また、近年多発する災害に対しても、日頃から危機意識と子どもの命を守るという意識を強く持ち、非常時のスムーズな対応、避難等ができるよう、施設全体で災害対策に取り組んでいく必要があります。

子どもは、遊びの中での体験を通して、子ども自身で安全の判断ができるようになります。保育者は、子どもが学ぶ姿をそっと見守り、必要な時に支えることが大切です。

□日頃からの施設や遊具の安全点検と、発達に応じた遊具の提供を行う

- ・ 保育中の事故防止のためには、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、日頃から施設や遊具等の安全点検に努めることが重要です。
- ・ また、発達に応じた遊具の提供を行うことは、事故の未然防止にもつながります。

□けがや事故を防ぐため環境の配慮や指導の工夫を行う

- ・ 睡眠中、水遊び、食事中などでは重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの活動の制約に配慮しつつ、場面に応じた適切な対応を図ることが重要です。
- ・ 子どもの主体的な活動を大切にする上で、日頃からけがをしない体づくりの取り組みとともに、遊具や道具の正しい使い方を伝えることも大事になります。
- ・ 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年作成、内閣府)等の活用により、事故防止の取り組みと、発生時の対応を保育者間で共有しておくことが重要です。

□けがをした際は、保護者には正しく、分かりやすく伝える

- ・ 保育中にけが等が起こった場合、その状況を正しく、分かりやすく伝えます。

□マニュアル整備や避難訓練等を実施し災害に備える

- ・ 災害への対応マニュアルを作成し、緊急時に活用できるよう保育者全員が内容と自分の役割を把握することが重要です。
- ・ 避難訓練、消火訓練を毎月実施し、緊急時にも落ち着いて対応できるよう備えます。

□保護者や地域の関係機関と連携しながら子どもの発達状態に応じた安全教育を行う

- ・ 交通安全の重要性を踏まえ、散歩などの機会の中で交通ルールを知らせていくような保育を展開していくことが求められます。就学を控えた子どもには、通学を意識した取り組みも大切です。
- ・ 危険な場所に行かないなど、自分で安全に気を付けて行動できるよう、日頃から「どうして危険なのか」「どうしたら安全に遊べるのか」を伝えます。
- ・ 知らない人についていけないなど、防犯面で気を付けることを伝えます。

▶具体的な取り組み

①	事故や災害に適切に対応するためマニュアルを作成し、職員間で共有する。
②	遊具の安全点検や保育環境のチェックを定期的に行い、必要に応じて改善する。
③	ヒヤリハットや小さなけが、事故報告など、職員間で報告し再発防止に努める。
④	睡眠中は、睡眠時呼吸チェック(0歳児5分 1~2歳児10分間隔)を行い、うつぶせで寝ているときは体位を変えるなど、乳幼児突然死症候群(SIDS)防止の取り組みを行う。
⑤	食事の際には水分補給を行い、のどを潤してから食べさせたり、口の中に食べ物が残っていないか、詰め込みすぎしていないか等の配慮をしながら食事の介助を行う。
⑥	アレルギー対応については、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき、アレルゲン食品(未摂取の食材を含む)の確認、献立の確認、食事提供時の留意点、誤食した場合の対応方法など、医師の診断に基づき保護者との定期的な話し合いを行い確認する。
⑦	水遊びの時には、“監視役”に徹する職員を配している。また、水が溜められているプールやタライ、沐浴槽のそばに子どもがいる時には目を離さないようにし、転倒転落防止に十分配慮する。
⑧	散歩の経路や公園などの危険性の有無、工事箇所や交通量などを含め点検し、情報を職員で共有する。
⑨	不審者対応を日頃から職員間で話し合い、有事にすぐ実行できるようにする。
⑩	園内外の危険箇所について、子どもにも注意を呼びかけ、安全に対する意識を養うようにする。
⑪	防災計画を作成し、避難訓練・消火訓練を行う。

(5) 保護者支援

保育施設における保護者に対する支援の基本は「子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視すること」です。保育施設の職員が保護者の思いや悩みを受け止め、その専門的知識や技術を基盤としながら安定した親子関係や保護者の子育てへの自信や意欲を高めることを支えています。

社会情勢が著しく変化する中、子どもの数だけ育ちにも個性があり、子育ても十人十色です。子どもの成長の喜びを共有すること、悩みがあれば一緒に考えつつ保護者の自己決定を尊重すること、子どもの情報を細やかに伝えること、保護者の置かれている状況やその思いを受け止めること、保育の意図を伝え具体的な手立てを紹介するなど様々な方法で、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、保護者が喜びを感じながら子育てができるように子どもの育ちと子育てを支援していくことが大切です。

□保護者と子どもの成長を喜び合えるような信頼関係を築く

- ・ 保護者への子育て支援を行う場合は、家庭の実態等の背景を踏まえ、保護者の気持ちに寄り添い受け止めながら、そして保護者との信頼関係を築くことが大切です。
- ・ 保護者に子どもの日々の様子、経験や育ち、保育の意図などについての情報共有を細やかにを行い、子どもの成長を共に喜ぶことが重要です。
- ・ 子どもが家庭と保育施設の生活をスムーズに移行でき、保護者にとっても子どもを安心して預けられるよう、生活・遊びを含めた子どもの様子を保護者に丁寧に伝えていくことが重要です。

□保護者が自分の子育てに見通しを持ち、自分らしい子育てができるように支援する

- ・ 保護者同士が関わり合える機会をつくることや、保護者同士の共感を大切にするために、できるだけ多くの保護者が活動に参加できるよう工夫をすることが大切です。
- ・ 安心して話をできる機会を設けるとともに、保護者自身が考え、納得して解決できるようにすることが大切です。
- ・ 状況に応じた地域の関係機関との連携とそれぞれの関係機関の役割を踏まえた対応が求められます。



▶具体的な取り組み

①	送迎時の会話、連絡帳のやり取り、個人面談などにより、日頃から子どもの状況についてコミュニケーションを図ることで保護者との信頼関係を築き、保護者の思いや悩みを聞くことができるようにする。
②	保護者の話を傾聴する姿勢を持ち、誠実に対応する。
③	保護者からの意見・要望・苦情に対しては、誠実に対応し、その検討結果について必要に応じて保護者に伝える。
④	保護者が安心して話をするような状態を保障し、プライバシーの保護・守秘義務を厳守する。
⑤	保護者が支援を求めている子育ての問題や課題に対して、保護者の気持ちを受け止め、否定するような態度や話し方をしない。
⑥	園便り、クラス便り、保健・給食便り等を定期的に発行し、保育のねらいや日々の様子を伝える。
⑦	保護者懇談会、保育参観等を活用して、保育園での子どもの様子を知ってもらい、共通理解を深めるように努める。
⑧	援助の過程においては、保護者自らが選択・決定していくことを支援する。
⑨	言葉や文化の違いから保護者が孤立しないように配慮する。
⑩	必要に応じて、関係機関との連携を図り、対応を協議する。
⑪	保護者支援を行う際には、担当者だけで対応するのではなく、保育所が組織として援助する体制を取る。
⑫	保育園に通う全ての子どもや保護者に分け隔てなく接する。



(6) 地域支援

核家族化の進行や就労形態の多様化、地域の子育て力の低下により、子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、多くの家庭で子育てについての不安や負担、孤立感が高まっています。

そうした中で、市内の保育施設に通っている・いないに関わらず全ての子育て家庭に対し、保育施設の状況に合わせて、子育てに関する情報の提供や相談を受け付けていきます。そして、地域の子育て支援施設やその支援者同士が協力・連携し、子どもを中心に保護者ととも地域全体で充実した子育ての環境づくりに努めます。

また、子育て支援を行う際には、保育士や看護師、栄養士、調理員等の専門性を活用することが求められます。保育施設での子育て支援の取り組みが、保護者同士の交流や関係の構築等を支えることにつながるという視点を持ちながら実施することが大切です。

□保育者の専門性や地域の人材を活かし、地域に開かれた子育て支援を行う

- ・ 家庭で子育てをしている保護者と子どもが、気軽に社会とつながるきっかけとなる働きかけや場の提供を行います。
- ・ 各保育施設の特徴、保育者の持つ知識や技量、地域の人材を活用して、子育て支援に取り組んでいくことが重要です。
- ・ 地域の関係機関と連携しながら、子育て支援に努めます。

□地域の関係機関と連携しながら、子育て支援に努めます

- ・ 地域の保育施設との情報交換や日頃の連携により、地域の子育て支援の力を高めます。
- ・ 特に支援が必要と思われるときは、関係機関と連携しながら、子どもの最善の利益を考慮して支援を行うことが大切です。
- ・ 卒園後の小学校教育が円滑に行われるよう、小学校と連携していくことが大切です。

▶具体的な取り組み

①	園庭の開放、散歩先での交流等を通して、保育園は身近なものであることを知ってもらう。
②	施設や設備など、地域に開放できるところは積極的に開放し、地域の子育て家庭が孤立しないよう、支援につなげる。
③	園行事等を通して、情報提供や相談が受けられるようにする。
④	特に支援が必要と認められる児童と保護者を把握した場合は、子ども家庭支援センターへ連絡する。
⑤	保育園を利用していない人でも声をかけやすいような雰囲気づくりを心掛ける。
⑥	利用者の個人情報やプライバシーを厳守する。

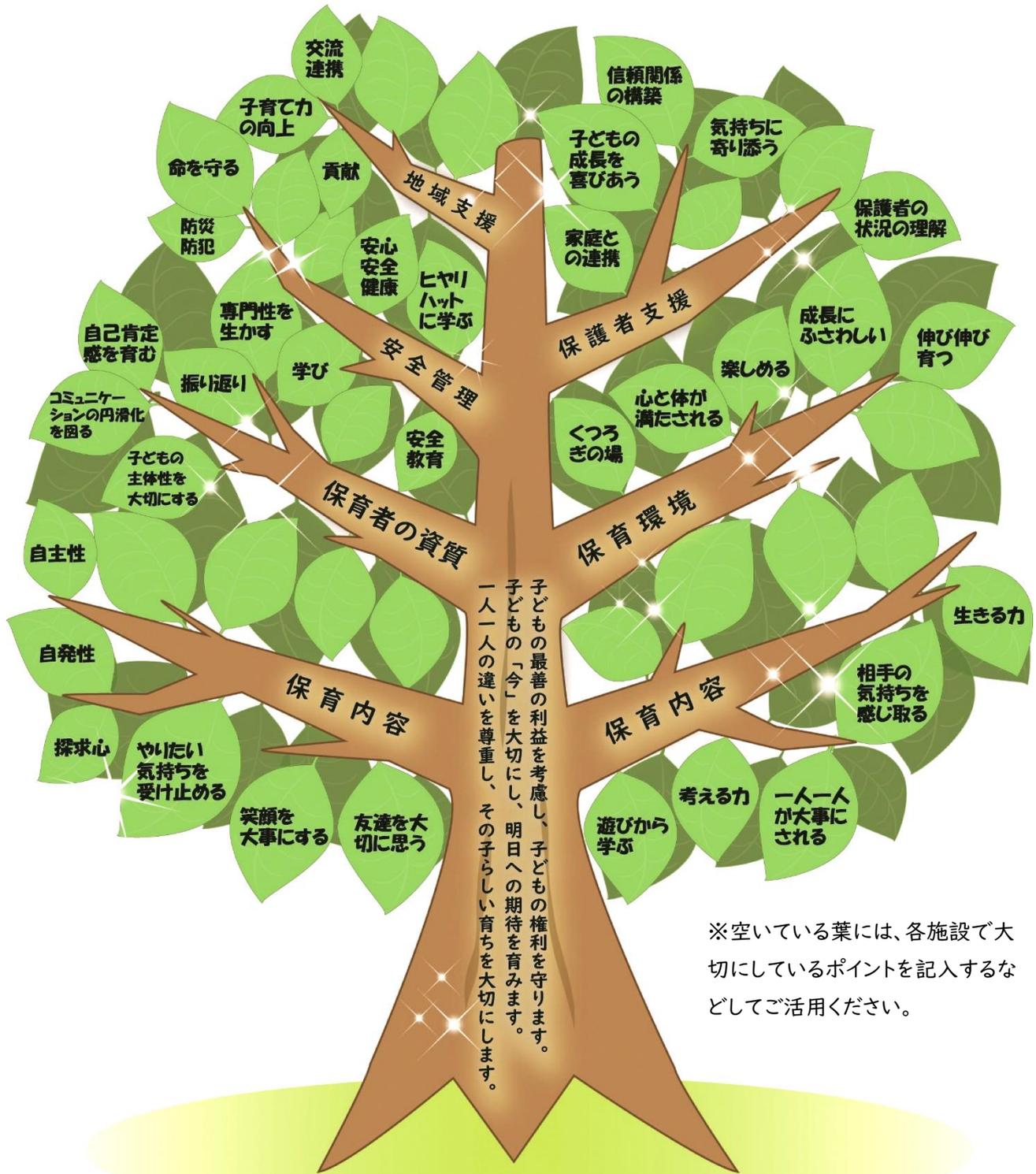
4. それぞれに求められる役割

西東京市が目指す保育の実現を目指し、保育施設・保護者・地域・行政がそれぞれの役割において連携・協力し、保育の質の維持・向上に取り組んでいきます。

- (1) 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利を守ります。
- (2) 子どもたちの『今』を大切にし、明日への期待を育みます。
- (3) 一人一人の違いを尊重し、その子らしい育ちを大切にします。

保育施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 一人ひとりの子どもの気持ちや発達を理解し、寄り添う保育を行う。 ● 一貫性、連続性のある保育に取り組み、一人一人の成長と発達を保障する。 ● 保護者と子どもの様子を伝えあい、子どもについての理解を深め合う。 ● 保育目標や保育の意図を丁寧に伝え、保護者の理解を得られるように努める。 ● 子どもの視点での保育環境の整備を行う。 ● 地域に根ざした施設運営を行い、地域と保育施設の適切な関係を保つ。 ● 専門性を高めることで、園全体の保育の質の向上に努める。
保護者	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所の理念や目標、保育の意図を知り、理解していく。 ● 保育施設職員と子どもの育ちを共有し、子育てに見通しを持つ。 ● 保護者同士が繋がり、子育てに関する情報や思いを共有する。 ● 保育施設の保育に協力し、参加する。 ● 子どもの「今」に関心を持ち、共感する。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの安全を見守る。 ● 関係機関が連携し、子どもとその保護者を見守り、支援する。 ● 保育施設と小学校の連携を図る。 ● 子どもへの支援を通して、地域をつなげていく。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ● 西東京市が目指す保育を明示し、関係機関、利用者へ知らせる。 ● 保育者の専門性を高め、質の向上を図るための機会を提供し、保育施設を支援する。 ● 施設間、関係機関等の連携を図る仕組みをつくり、繋がるよう支援する。 ● 保護者に必要な情報をわかりやすく提供する。 ● 保育の質の向上に取り組む保育施設を支援する。

西東京市の保育



【参考資料】西東京市保育の質のガイドライン検討委員会 委員名簿

	氏名	所属
委員長	遠藤 さおり	西東京市子育て支援部保育課長
副委員長	海老澤 功	西東京市子育て支援部主幹
委員	岡田 光子	西東京市子育て支援部主幹 ※令和元年11月7日から
委員	上岡 久子	やぎさわ保育園園長(公設公営保育園)
委員	市川 公子	ひばりが丘保育園園長(公設公営保育園) ※令和元年12月10日まで
委員	小関 葉月	なかまち保育園園長(公設公営保育園) ※令和元年12月11日から
委員	小櫃 弘和	田無保育園園長(公設民営保育園)
委員	水島 玲子	ほうやちょう保育園園長(公設民営保育園)
委員	海老澤 達也	田無北原保育園園長(民設民営保育園)
委員	佐久間 ふさ子	谷戸のびのび保育園園長(民設民営保育園)
委員	平塚 洋子	子パンダ保育園園長(民設民営保育園)

	氏名	所属
監修	森田 明美	東洋大学社会学部社会福祉学科教授
オブザーバー	武田 美代子	公設民営保育園連絡協議会会長



西東京市保育の質のガイドライン

令和2年3月策定

西東京市保育の質のガイドライン検討委員会